

平成23年度 第26回秋田県ながぐつホッケー大会 日程表

平成23年11月～平成24年3月

			第1試合	第2試合	第3試合	第4試合	第5試合	第6試合	第7試合	
			8:10～8:21	8:25～8:36	8:40～8:51	8:55～9:06	9:10～9:21	9:25～9:36	9:40～9:51	
第1節	①	11月3日(木)	α ヴィヨ アウト	α ヴィヨ	β みちの	α アウト	β ペンギ	ヴィヨ アウト	みちの ペンギ	
	②	11月6日(日)	みちの 金酔う 家族計	ヴィヨ デデデ	みちの 金酔う	トライ デデデ	みちの 家族計	ヴィヨ トライ	金酔う 家族計	
	③	11月13日(日)	新電元 トライ ダウン	みちの トライ	アウト ダウン	α トライ	アウト 新電元	α みちの	ダウン 新電元	
	④	11月20日(日)	β ペンギ ヴィヨ	β ダウン	ヴィヨ ペンギ	β 家族計	ヴィヨ 新電元	ダウン 家族計	ペンギ 新電元	
	⑤	11月23日(水)	デデデ アウト α	アウト 金酔う	ペンギ ダウン	アウト デデデ	α ダウン	金酔う デデデ	α ペンギ	ヴィヨ 家族計
	⑥	11月27日(日)	トライ アウト β	β 金酔う	アウト トライ	α 金酔う	アウト 家族計	α β	トライ 家族計	みちの 新電元
	⑦	12月4日(日)	金酔う 新電元 ペンギ	トライ 新電元	ヴィヨ 金酔う	β トライ	ヴィヨ ダウン	アウト ペンギ	β 新電元	ペンギ デデデ
	⑧	12月11日(日)	家族計 ダウン ペンギ	α デデデ	金酔う ダウン	α 家族計	金酔う トライ	ペンギ 家族計	ダウン トライ	β デデデ
	⑨	12月23日(金)	ヴィヨ みちの アウト	新電元 デデデ	ヴィヨ みちの	新電元 家族計	アウト β	デデデ 家族計	ヴィヨ β	アウト みちの
	⑩	12月25日(日)	ダウン ペンギ デデデ	みちの ダウン	ペンギ 金酔う	みちの デデデ	金酔う 新電元	ダウン デデデ	ペンギ トライ	α 新電元
第2節	①	1月8日(日)	みちの ペンギ β	β みちの	α ヴィヨ	β ペンギ	α アウト	みちの ペンギ	ヴィヨ アウト	
	②	1月9日(月)	金酔う トライ デデデ	みちの 金酔う	ヴィヨ デデデ	みちの 家族計	トライ デデデ	金酔う 家族計	ヴィヨ トライ	
	③	1月22日(日)	ダウン 新電元 α	アウト ダウン	みちの トライ	アウト 新電元	α トライ	ダウン 新電元	α みちの	
	④	1月29日(日)	ペンギ ヴィヨ β	ヴィヨ ペンギ	β ダウン	ヴィヨ 新電元	β 家族計	ペンギ 新電元	ダウン 家族計	
	⑤	2月5日(日)	ヴィヨ 金酔う 家族計	ヴィヨ 家族計	アウト 金酔う	ペンギ ダウン	アウト デデデ	α ダウン	金酔う デデデ	α ペンギ
	⑥	2月12日(日)	アウト β α	みちの 新電元	β 金酔う	アウト トライ	α 金酔う	アウト 家族計	α β	トライ 家族計
	⑦	2月19日(日)	トライ デデデ 新電元	ペンギ デデデ	トライ 新電元	ヴィヨ 金酔う	β 新電元	ヴィヨ ダウン	β トライ	アウト ペンギ
	⑧	2月26日(日)	家族計 β 金酔う	β デデデ	ペンギ 家族計	金酔う ダウン	α 家族計	金酔う トライ	α デデデ	ダウン トライ
	⑨	3月4日(日)	新電元 アウト みちの	アウト みちの	新電元 デデデ	アウト β	新電元 家族計	ヴィヨ β	デデデ 家族計	ヴィヨ みちの
	⑩	3月11日(日)	デデデ ダウン α	α 新電元	みちの ダウン	ペンギ 金酔う	みちの デデデ	ペンギ トライ	ダウン デデデ	金酔う 新電元
3月18日(日)			8時～18時 第1回 ながぐつホッケー選手権大会(秋田市)							

	責任	サポ	責*2+サ
α	1	4	6
ヴィヨ	2	3	7
アウト	1	5	7
β	1	5	7
みちの	2	2	6
ペンギ	1	5	7
金酔う	2	3	7
ダウン	2	3	7
トライ	2	2	6
新電元	2	3	7
デデデ	2	3	7
家族計	2	2	6

※担当審判員の基本的役割

- 1 責任チームは、当日の主審・副審の割りつけを事前に行い、各チームに連絡すること。【厳守】
- 2 責任チーム、サポートチーム以外の各チームにも、審判の協力を要請してもかまわない。
- 3 割りつけた審判員(チーム)については、可能な限り、連盟ホームページ等へ書き込みすること。
- 4 責任チーム、サポートチーム、その他協力を要請されたチームの審判員は、午前7時50分までに集合すること。【厳守】
- 5 割りつけられた審判が試合開始前に配置につけない場合、責任チーム、サポートチームが臨機応変に対応すること。
- 6 協力を要請された審判員(チーム)は、当日参加できない場合、必ず責任チームに連絡すること。
- 7 担当審判員(チーム)は、試合を記録し、その結果を連盟事務局に提出すること。
- 8 その他審判員として、責任を持って当日の審判(判定等)を行うこと。また、担当審判員(チーム)に協力すること。